

法定相続人の順位と割合

税理士 嶋 賢治

す。

今回は法定相続人の順位や割合をご紹介します。

相続する権利がある人を法定相続人と呼びますが、その順位は民法で次のように定められています。

配偶者は常に法定相続人になります。婚姻関係が無い内縁の妻や愛人は含まれません。配偶者以外の相続人には順位が定められています。

第一順位は直系卑属で、被相続人(亡くなった人)の子供や養子です。子供が亡くなっている場合は被相続人の孫が相続人となります。

第二順位は直系尊属

で、被相続人の親になります。ただし第一順位の直系卑属がない場合に限られます。親が亡くなっている場合は祖父母が相続人になります。

第三順位は兄弟姉妹で、直系卑属や直系尊属がいない場合に限り、兄弟姉妹が亡くなっていれば被相続人の甥や姪が相続人になります。

相続では「法定相続分」という民法で定められた取り分がありますが、法定相続人の順位が下がるほど相続の割合が減っていきます。同順位の相続人が複数

いる場合はその人数で均等に按分します。

配偶者と子供(直系卑属)の場合は配偶者が二分の一で、残り二分一を子供の数で按分します。

配偶者と親(直系尊属)の場合は配偶者が三分の二で、残り三分の一を親の数で按分します。

配偶者と兄弟姉妹だけだと、配偶者が四分の三で、残り四分の一を兄弟姉妹の数で按分することになります。

この割合はあくまでも民法で定められた目安で、被相続人が遺言書で法定相続割合と異なる取り分を指定して

いれば、その内容に沿って相続することができます。さらに法定相続人でない人などに対して遺言書により相続時に遺産を贈ることも可能です。

また、相続人全員の意見が一致すれば、遺産分割協議において、法定相続分と異なる割合で相続することもできます。遺言書と異なる割合での相続も可能です。



バックナンバー
はこちらから